

平成 30 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会
第 2 回 臨時 会 会 議 録

平成 30 年 8 月 17 日 開 会

平成 30 年 8 月 17 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会会議録目次

8月17日

○議事日程	3
○会議に付した事件	3
○出欠席議員	3
○説明のために出席した者	3

会 議

○開会・開議	4
○日程第 1 会議録署名議員の指名	4
○日程第 2 会期の決定	5
○日程第 3 管理者提案理由の説明	5
○日程第 4 議案第 7号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の公益的法人等への派遣等に関する条例制定について	5
○日程第 5 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について	8
○日程第 6 議員の派遣について	9
○閉 会	9

平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会会議録

平成30年8月17日（金曜日）

○議事日程

平成30年8月17日 午後1時30分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 管理者提案理由の説明
日程第 4 議案第 7号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の公益的法人等への派遣等に関する条例制定について
日程第 5 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
日程第 6 議員の派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 勝 亦 功 君 | 2 番 勝間田 博文 君 |
| 3 番 黒 澤 佳壽子 君 | 5 番 杉 山 護 君 |
| 6 番 鈴 木 豊 君 | 7 番 遠 藤 豪 君 |
| 8 番 高 橋 利 典 君 | 10 番 藪 田 豊 造 君 |
| 11 番 土 屋 光 行 君 | 12 番 渡 辺 悦 郎 君 |
| 13 番 大 窪 民 主 君 | 14 番 高 畑 博 行 君 |

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

- | | |
|----------------|-----------|
| 管 理 者 | 若 林 洋 平 君 |
| 副 管 理 者 | 込 山 正 秀 君 |
| 副 管 理 者 | 勝 又 正 美 君 |
| 会 計 管 理 者 | 勝 又 正 仁 君 |
| 事 務 局 長 | 長 田 喜 明 君 |
| 消 防 長 | 村 松 秀 樹 君 |
| 資 源 循 環 課 長 | 佐 藤 暁 将 君 |
| 事務局次長兼衛生センター所長 | 勝間田 邦 雄 君 |
| 予 防 課 長 | 平 野 利 政 君 |
| 消防次長兼警防課長 | 谷 中 修 君 |

通信指令課長	小澤進君
御殿場消防署長	岩田誠君
小山消防署長	込山眞治君
御殿場市副市長	瀧口達也君
御殿場市企画部長	井上仁士君
御殿場市総務部長	田代吉久君
御殿場市環境部長	勝又裕志君
小山町副町長	室伏博行君
小山町副町長	杉本昌一君
小山町企画総務部長	湯山博一君
小山町住民福祉部長	小野一彦君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	込山次保
庶務課総務スタッフ主任	勝亦俊尚
庶務課総務スタッフ主任	稲優子

○議長（大窪民主君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○議長（大窪民主君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（大窪民主君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程、管理者提案理由説明書、資料4、以上でありますので御確認ください。

なお、議案書、議案資料及び報告書は先に配付済みであります。

○議長（大窪民主君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において10番 藺田豊造議員、11番 土屋光行議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（大窪民主君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

平成30年第2回臨時会の会期は、本日8月17日の1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、第2回臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（大窪民主君）

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました議案第7号について、管理者から提案理由の説明を求めます。
管理者

○管理者（若林洋平君）

それでは、私のほうから説明させていただきます。

本日開会の、平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会に提出をいたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、条例案1件でございます。

それでは、議案第7号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の公益的法人等への派遣等に関する条例制定について」申し上げます。

本案は、来年度から消防職員1名を東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ派遣するに当たり、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、新たに条例を制定するものでございます。

本日提出をいたしました議案の提案理由の説明は以上でございます。

慎重な御審議の上、御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大窪民主君）

日程第4 議案第7号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の公益的法人等への派遣等に関する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（長田喜明君）

ただいま議題となりました、議案第7号について御説明いたします。

資料1 議案書の1ページをお開きください。

本案は、平成31年4月1日から消防職員を公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ派遣することとなるため、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の規定に基づき、公益法人等へ職員を派遣する際に必要な事項について定めるために、新たな条例を制定するものでございます。

議案の説明をさせていただく前に、概要について説明いたしますので、資料2 議案資料の1ページをお開きください。

1の条例制定の背景につきましては、冒頭で説明させていただきました。公益法人等派遣法は、平成12年に制定されていましたが、組合の業務の特性上、公益法人等へ職員を派遣することがありませんでした。そのため、このたび新規条例として制定することとなりました。

2の根拠法令について説明させていただきます。

こちらに記載されております法の条項には、条例で定めなければならない事項が規定されております。

法第2条第1項では、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定める「公益的法人等」へ職員を派遣するためには、条例を定めることが必要とされております。

法第2条第3項では、職員派遣する公益的法人等との間で合意しておくべき事項は、条例で定めることが必要とされております。

法第5条第1項では、職員が派遣先である公益的法人等で地位を失った場合以外の派遣職員の職務への復帰のケースは、条例で定めることが必要とされております。

法第6条第2項では、原則として派遣職員には派遣期間中の給与が派遣先で支払われるため、給与を支給する必要はありませんが、組合で勤務している場合に支給される給与を下回らないよう救済措置として、条例で定めることにより給与の支給ができることとしています。

法第9条では、派遣職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡を失うことがないように条例で必要な措置を講じることを定めることが必要とされています。

2ページは、法の規定により条例で定める事項を表にしたものですが、派遣期間につきましては、法第3条で3年以内と規定されております。

次に、条例の概要について説明をさせていただきますので、資料1 議案書の1ページを合わせてごらんください。

条例の第1条は、この条例の趣旨を定めております。

第2条は、議案資料2ページの表のとおり、法第2条第1項及び第3項の規定を受けて、派遣先、派遣対象から除かれる職員、任命権者と派遣先との間で定める取り決め事項を規定しております。

第3条は、議案資料2ページの表のとおり、法第5条第1項の規定を受けて、派遣職員の職務への復帰について規定するものです。

第4条は、議案資料2ページの表のとおり、法第6条第2項の規定を受けて、派遣期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当については100分の100以内を支給することができる旨を規定しています。

第5条は、派遣職員が公務災害に認定された事由により休職となったときは、職員の給与に関する条例の特例が適用される旨を規定しています。

第6条、第7条は、法第9条の規定を受けて、派遣職員が職務に復帰する際に、職務の級、給与月額及び昇給時期並びに退職手当の支給について、派遣されなかった他の職員と比べ、不利になることがないように調整を行うことができる旨を規定しております。

第8条は、任命権者の管理者への報告を義務づけたものです。

議案書3ページの附則をごらんください。

第1項は、条例の施行日を公布の日からとするものです。

第2項は、この条例の制定に伴い、御殿場市・小山町広域行政組合職員定数条例の一部を改正するものです。

議案資料3ページ、4ページをお願いいたします。

定数条例第3条は、定数外の職員を規定するものですが、ここに公益的法人等へ派遣された職員を加えるものです。

内容の説明は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大窪民主君）

これより議案第7号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、議案第7号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の公益的法人等への派遣等に関する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大窪民主君）

日程第5 報告第1号「繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（長田喜明君）

ただいま議題となりました報告第1号について、説明いたします。

資料3 報告書の1ページをお開きください。

本報告は、平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

2ページ、3ページをお願いします。

この計算書に記載の旧施設管理費は、RDFセンターの解体工事に要する経費で、昨年の12月に開催された第2回臨時会において、解体工事を平成30年度中に完成させるために、早期に着手する必要があることから、繰越明許費の議決をいただきましたが、このたび、平成30年度への繰越額が2億9,924万2,000円と確定いたしましたので、繰越計算書を調製し、報告するものです。

解体工事は、事故による停止期間が約1か月ありますが、進捗については、予定どおり進んでいるため年度内の完成を予定しています。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（大窪民主君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

本件は地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく報告事項でありますので、御了承願います。

○議長（大窪民主君）

日程第6 「議員の派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第105条の規定に基づき、お手元の資料4のとおり、当組合議会行政視察のために議員を派遣したいと思います。

なお、日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会第2回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 大 窪 民 主

署名議員 菌 田 豊 造

署名議員 土 屋 光 行